

## 6 月 3 日労働講座感想文に記載された受講生からの質問・感想について

(1) 深夜手当もつかず、休憩時間も決まっていない。仕事への意欲を失った。最近はあまり考えないようにしている。正社員の事例をメインに聞きたい。

→正社員であっても同様の問題を抱えて働いている人が多数いることに気づいてほしい。

(2) 就活先の企業について、育休中に有給になるのかどうか、情報開示されていません。どのように情報収集したらよいのか？（面接では聞きづらく、OGも知らない）

・育休中の有給制度について、もっと知りたい。

→『ポケット労働法』P60-64、P95 参照

雇用保険から休業開始時の賃金の 50%の給付が出る。会社によっては、さらに手当を支給している場合がある。

(3) 休憩時間を 15 分しか取れないとき、給与として請求する権利はあるのか？

→休憩を取れず働いた場合は、当然賃金を請求する権利がある。

(4) シフト制のアルバイトでも、有給休暇は取れますか？

派遣社員に有給休暇はあるのか？

→『ポケット労働法』P57-59 参照。6 ヶ月間継続勤務して、所定の労働日の 8 割以上勤務すれば、当然、付与される。

(5) 帰宅中のサラリーマンとピザ配達員が事故にあい、ケガをしたとき、双方とも労災になるのか？

→交通事故の場合は、まず自賠責保険が適用され、労災保険で加算される場合がある。

(6) 飲み会で上司にのまされてアル中になったとき、労災になるのか？

→業務命令によって、「飲み会」への参加が強制されていれば、労働災害として認定される場合がある。

(7) 御用組合の意味は？

→使用者に支配されたり、経費の多くを会社の補助によって得たりして、自主性に欠ける労働組合。会社組合ともいう。

(8) ユニオンショップ協定は大企業だけですか？

→労働組合のある大企業（1000 人以上の企業で働く労働者の 45%は組合員）の多くは、ユニオンショップ協定 [協定で除外を決めた従業員（管理職など）以外の従業員は組合員でなければならないという協定；非正規労働者については組合員にしているところもあれば、組合に加入させていないところもある] を締結している。

(9) 労働組合にすべて入るような会社では、会社と組合のどちらが強制力を発揮しているのか？  
→労働組合が力を持っていて、従業員全員を組合に入れている企業がある一方、御用組合で自主的な労働組合を作らせないためにユニオンショップ協定を結んでいるところもある。

(10) 労基署以外の労働行政機関とは？  
→『ポケット労働法』の P112~122 参照。労働局雇用均等室、ハローワーク（職業安定所）、労働委員会、各都道府県の労政所管事務所（東京都の場合は労働相談情報センター）などがある。

(11) パワハラは、だれかの判断基準が必要ですか？  
→『ポケット労働法』の P86-87 参照。法律上の明確な基準はない。

(12) 日本の労働環境は、ほかの先進国と比べてどうなのか？  
外国と日本の職場環境に関する比較データが知りたい。  
→6月17日、24日の濱口桂一郎さんの授業で、ヨーロッパとの比較について講義を予定しています。さらに聞きたい点があれば、質問して下さい。ILO や OECD などの国際機関が様々なデータを公表しているので、是非、自分で調べてみて下さい。